

東京大学附属図書館 特任専門職員 募集要項

| | | |
|----------|--|-------------------|
| 1.職名及び人数 | 特任専門職員 | 1名 |
| 2.契約期間 | 令和 6 年 12 月 1 日 | ～ 令和 7 年 3 月 31 日 |
| 3.更新の有無 | 更新する場合があり得る。更新する場合は、契約期間満了日の翌日に行い、以後1年ごとに行うものとする。 ただし、更新回数は2回、在職できる期間は令和9年3月31日までを限度とする。更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。 | |
| 4.試用期間 | 採用された日から14日間 | |
| 5.就業場所 | 東京大学総合図書館（東京都文京区本郷 7-3-1） 変更の範囲：原則同一部局内 | |
| 6.所属 | 附属図書館アジア研究図書館上廣倫理財団寄付研究部門 | |
| 7.業務内容 | ①アジア研究図書館の資料のデータ入力（主にアラビア語資料） ②その他部門の運営に関して部門長が必要と認めた業務等 変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある | |
| 8.就業日・時間 | 週1日程度（曜日、日数は応相談） 1日5時間（10:00～17:00の間で調整 ※12:00～13:00休憩、応相談） ※時間外労働を命じることがある。 | |
| 9.休日 | 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） | |
| 10.休暇 | 年次有給休暇、特別休暇 等 | |
| 11.給与 | 時給2,000円 | |
| 12.諸手当 | 通勤手当（支給要件を満たした場合は、規定により算定した額を支給、最高 55,000 円/月）、超過勤務手当 | |
| 13.加入保険 | なし | |
| 14.資格・条件 | (1) 大学院修士課程以上（学籍を有する者も応募可） (2) アラビア語資料の読解力を有し、写本研究に関心のある者 (3) アジア研究に関心があり、上記の職務を遂行するための知識・意欲を有すること。 (4) 日本語による意思疎通に支障がなく、また基本的な英語能力を有すること。 (5) パソコンを用いた目録データ作成能力を有する者。 | |

| | |
|----------------|---|
| 15.応募書類 | (1) 東京大学統一履歴書 1部 ※以下の URL から様式をダウンロードし作成すること https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html (2) 職務経歴書 1部 (A4 で 2 ページ以内) (3) 研究業績リスト 1部 (4) 志望動機 1部 (2,000 字程度) |
| 16.応募方法 | 応募書類をPDF形式にして、以下受け取りフォルダにアップロードください。 https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/4913948286_utac_u-tokyo_ac_jp/EuPmwLyT28pKgFezPQgh7LMBbleVSxVr_B6FRn2mCMoxFg |
| 17.応募締切 | 令和 6 年 11 月 5 日 (火) 17:00 必着 ただし、適任者が見つかり次第募集を締め切ることがある。 |
| 18.選考方法 | 書類選考の上、面接を実施します。 |
| 19.問い合わせ先 | 附属図書館総務課総務チーム 市川、七尾 電話 03-5841-2603・2604 E-mail: shomu.lib@g.s.mail.u-tokyo.ac.jp |
| 20.募集者名称 | 国立大学法人東京大学 |
| 21.受動喫煙防止措置の状況 | 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり） |
| 22.その他 | (1) 応募書類等は返却せず、本選考の用途の限りに使用し、個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。 (2) 選考にかかる旅費は一切支給しません。 (3) 本学では、男女共同参画の推進に取り組んでいます。詳細は、下記のホームページをご覧ください。 URL : https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/index.html (4) 応募者は事前に必ず「東京大学の科学研究行動規範リーフレット」に目を通してください。 URL: https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400030733.pdf (5) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。 |